

ようこそ かいづし 海津市へ

がいこくじん
外国人のための

「くらしのガイド」



てつづ まいにち せいかつ そうだんまどぐち じしん たいふう じこ はんざい かじ
【手続き、毎日の生活、相談窓口、地震・台風・事故・犯罪・火事について】

◎『外国人のためのくらしのガイド』には、海津市に転入して来た人が必要な手続きや情報、相談のできる場所などを掲載しています。

◎外国語に対応していない相談機関もありますので、日本語を話す事ができる人と一緒に相談に行くか、電話をかけて頂くといいでしょう。

◎海津市の紹介

海津市は、岐阜県の最南端に位置し、西部・南部を三重県に、東部を木曽・長良川によって愛知県に隣接しています。東西方向は約13km、南北方向は約17kmであり、面積は112k㎡です。市の中央部を流れる揖斐川より東の地域は平地が広がり、それより西は養老山地とその裾野に広がる平地からなっています。気候は、冬季に「伊吹おろし」と呼ばれる北西風が強いものの、伊勢湾などの海洋性気候の影響を受ける温暖な地域です。



【くらしのガイドに関する問い合わせ】

かいづしやくしょ しみんかんきょうぶ しみんかつどうすいしんか
海津市役所 市民環境部 市民活動推進課

じゅうしょ ぎふけんかいづしつかいづちょうたかす
住所：〒503-0695 岐阜県海津市海津町高須515

TEL：0584-53-3194 / FAX：0584-53-1598

E-mail：shiminkatsudo@city.kaizu.lg.jp

1. 住民登録

◆新規住民登録

入国管理法上の在留資格を持って新規上陸した外国籍の方は、住居地を定めた日から14日以内に住居地の市区町村においてその住居地を届け出る必要がありますので、入国したときに交付された在留カードとパスポートを持参し、住居地の市区町村役場で手続きをしてください。

◆住所変更

海津市以外の市区町村から海津市に住居地を変更した方は、引越しをしてから14日以内に、在留カードと前住所地発行の転出証明書を持参して市役所窓口で転入の手続きをしてください。

海津市から海津市以外の市区町村に住居地を変更する方は、市役所窓口にて転出届をすると転出証明書を発行しますので、転出証明書と在留カードを持参して新しい住居地の市区町村役場で手続きをしてください。

海津市内で住居地を変更した方は、引越しをしてから14日以内に在留カードを持参して転居の手続きをしてください。

海津市内から国外に出国される方は、市役所窓口にて転出の手続きをしてください。ただし、再入国の予定のある方は再入国許可の手続きが必要になる場合がありますので、詳しいことはお近くの入国管理局にお尋ねください。

問い合わせ 市民課 TEL 53-1114 Email: shimin@city.kaizu.lg.jp

2. 保険

◆健康保険について

3ヶ月を超えて日本に滞在することを認められた外国籍の人は、必ず健康保険に加入(医療滞在ビザの方などは除く。)しなければなりません。病気やけがをしたとき、経済的負担を軽くするため、日ごろから保険税を出し合い、みんなで助け合う制度です。職場の健康保険とそれ以外の国民健康保険(国保)があります。職場の健康保険に加入していなければ、市役所で必要な手続きを行い国民健康保険(国保)に加入してください。

※病院の窓口で保険証を提示すれば、医療費の一部を負担するだけで受診することができます。

問い合わせ 保険医療課 TEL 53-1349 E-mail: hokeniryo@city.kaizu.lg.jp

国民健康保険に加入している人は、国民健康保険税を納めなければいけません。(収入の申告が必要です。)納税通知書を送付しますので納めてください。

※海津市外へ転出(帰国)される場合は、必ず残りの税額を精算してください。

問い合わせ 税務課 TEL 53-1116 E-mail: zeimu@city.kaizu.lg.jp

◆介護保険について

私たちの老後の大きな不安となっている介護を、社会全体で支えていこうという仕組みが介護保険制度です。65歳以上の介護保険被保険者証の交付を受けた高齢者、または、40~64歳の医療保険加入者で、老化に起因する特定の疾病により介護が必要になったときに、市役所の窓口で申請し、介護の必要度について認定を受けると、

介護サービスを利用することができます。申請方法や保険料、サービスの利用方法など、くわしくはお問い合わせください。

※住民基本台帳に記載されている人で、入国当初の在留期間が3カ月を超える場合や、入国当初在留期間が3カ月未満であっても、入国時において、入国目的・入国後の生活を勧奨し、3カ月を超えて滞在すると認められる場合に、介護保険の被保険者となります。

問い合わせ 高齢介護課 TEL 53-1145 E-mail: koreikaigo@city.kaizu.lg.jp

◆福祉医療制度について

健康保険に加入している人が医療機関などにおいて受診したときに支払った医療費（保険診療による自己負担分）を助成する制度です。制度には「乳幼児医療」、「母子・父子家庭医療」および「重度心身障害者医療」があります。助成を受けるには手続きが必要です。くわしくはお問い合わせください。

(制度別の対象者)

○乳幼児医療

0歳から中学校3年生までの子ども。(15歳になって最初の3月31日まで)

○母子・父子家庭医療

母子(父子)家庭の母(父)並びに児童、または両親のいない児童で、18歳未満の児童(満18歳に達する最初の3月31日以前の人)を扶養している人。(※所得制限があります。)

○重度心身障害者医療

1～3級の身体障害者手帳、またはA1・A2・B1の療育手帳、または1・2級の精神障害者福祉手帳の交付を受けている人。(※所得制限があります。)

問い合わせ 保険医療課 TEL 53-1349 E-mail: hokeniryo@city.kaizu.lg.jp

3. 子どもの手続き

◆児童手当について

中学校卒業までの児童を養育している人に、児童手当を支給します。3歳未満の児童は15,000円、3歳以上小学校修了前の児童は10,000円(第3子以降は15,000円)、中学生は10,000円です。所得制限限度額以上の場合、5,000円です。

○次の人は該当しません。

- ・在留資格が短期滞在に該当する人(観光、保養、スポーツ、講習など)
- ・在留資格が興行に該当する人(演劇、演芸、演奏、スポーツなどの興行)
- ・その他在留期間が短く、在留の目的および状況から家庭・社会生活の本拠としての実質を備えていないと認められる場合

問い合わせ 社会福祉課 TEL 53-1139 E-mail: shakaifukushi@city.kaizu.lg.jp

◆児童扶養手当について

ひとり親家庭で18歳までの子どもを養育している父や母や、父や母に代わって子どもを養育している人は、子どもが、18歳になって最初の3月31日まで(3月生まれの場合は18歳になった3月まで)手当を受けることができます。受給には、所得制限、条件があります。くわしくはお問い合わせください。

※児童が心身に中程度以上の障がい(障害)を有する場合は、20歳未満まで手当が受けられます。

とくべつじどうふようてあて
◆特別児童扶養手当について

しょうがいのある子ども（20歳未満）を養育している人に手当を支給しています。くわしくはお問い合わせください。（※所得制限があります。）

にんてい えん にゅうえん
◆認定こども園の入園について

にんていこどもえんには、ほいくぶとようちぶがあります。ほいくぶはほごしゃがはたらいていたり、びょうきなどのために、かていじゆうぶんな保育ができない児童を保護者に代わって保育することを目的としています。ようちぶは、まんさいいじょうようじたいしょうがっこうにゅうがくしゅうがくまえきょういくをおこなうことを目的としています。にゅうえんてつづにゅうえんの手続きについて、くわしくはお問い合わせください。

るすかていじどうきょうしつ がくどうほいく
◆留守家庭児童教室（学童保育）について

じどうきたくしじごとによりほごしゃおよび同居の家族が不在となる、おおむね10歳未満（しょうがくせいねんせいから4年生まで）の児童に、ほうかごどようびちようききゅうぎょうはやすなつやすふゆやするすかていじどうきょうしつかいせつしてあります。5・6年生については、ていいんあきのあるきょうしつかざりようすることができます。りようほうほうりようきんなど、くわしくはお問い合わせください。

しょう ちゅうがっこう てんにゅうがく
◆小・中学校の転入学について

にほんのぎむきょういくは、しょうがくが6年、ちゅうがくが3年の9年間で、各学年は毎年4月に始まり翌年3月に終わります。子ども（6歳～15歳）が学校へ入学する場合や住所の異動があったときは、学校または学校教育課で手続きが必要です。

けんこう けんしん
4. 健康・検診など

◆妊娠したら・・・妊娠し、医師の診察を受けて産まれる日がわかったら、妊娠届を出してください。母子健康手帳と「妊婦健康診査受診票」（補助券）などをお渡します。

◆予防接種・・・細菌やウイルスで重い病気にならないよう、予防するために行います。年齢や接種によってワクチンの種類や接種スケジュールが異なりますので、ご相談ください。

◆子どもの健診・教室・・・子どもが元気に健康で生活しているかを見るために行います。各種健診・教室の日程や場所についてはお問い合わせください。

◆成人検診・・・病気を早期発見するため検査します。各種検診の日程や場所についてはお問い合わせください。

◆ 障がい者手帳について

身体、知的または精神に障がいのある人がいろいろな支援を受けやすくするために、障害者手帳が交付されます。障がいの内容によって手続きの方法が違います。なお、手帳の交付には本人の写真が必要です。くわしくはお問い合わせください。

問い合わせ 社会福祉課 TEL 5 3 - 1 1 3 9 E-mail:shakaifukushi@city.kaizu.lg.jp

5. 年金

住民登録を行った人で、20歳以上60歳未満の人は、国民年金に加入しなければなりません。これは老後の生活を保障することが主な目的ですが、障がい者になったときの生活や加入者が死亡したときに遺族の生活を保障する役割も果たしています。また、日本で加入していた期間が短期で出国する場合には、脱退一時金を請求することができます。いずれの請求の場合もそれぞれ一定の受給条件を満たしていることが必要となりますので、くわしくはお問い合わせください。

※日本の会社、工場に勤めている人は、厚生年金保険に加入することになっていますので、市役所の国民年金加入手続きは不要です。厚生年金保険の加入手続きは、勤め先の会社が行いますので、会社にご相談ください。

問い合わせ 保険医療課 TEL 5 3 - 1 3 4 9 E-mail:hokeniryo@city.kaizu.lg.jp

6. 税金について

海津市の福祉、教育、防災、ごみ処理など様々な行政サービスは、市税によって行っております。日本国籍のない人でも一定の条件に該当する人には税金を納めていただくこととなりますので、該当する人は納期限までに必ず納めてください。

(税金の種別)

◆ 個人住民税

毎年1月1日現在、海津市にお住まいの人は、市県民税を納めなければいけません。(収入の申告が必要です。)

会社にお勤めの人は、1年間の税金が毎月の給与から天引きされます。給与から天引きされない人や、自営業の人は1年間の税金を4回で(税額の通知書を送付します)納めてください。

※海津市外へ転出(帰国)されるときは、必ず残りの税額を精算してください。

◆ 軽自動車税

毎年4月1日現在、軽自動車、バイクなどを所有している人は軽自動車税を納めなければいけません。毎年5月上旬に納税通知書が送付され、5月末日が納期限になります。

※他人に軽自動車を譲る場合は、必ず名義変更の手続きをしてください。また、市外へ転出(帰国)する際は、必ず手続きをしてください。

◆ 固定資産税

毎年1月1日現在、市内に土地、家屋や償却資産を所有している人に課税されます。

※どの税金も、納期限を過ぎると延滞金^{えんたいきん}が加算^{かさん}されます。

◆納税相談^{のうぜいそうだん}について

病気^{びょうき}や失業^{しつぎょう}などの理由^{りゆう}で納期限^{のうきげん}に納めることが出来ない場合は、税務課^{ぜいむか}で相談^{そうだん}を受け付けています。

問い合わせ^{とあわせ} 税務課^{ぜいむか} TEL 5 3 - 1 1 1 6 E-mail: zeimu@city.kaizu.lg.jp

7. 上・下水道^{じょう げすいどう}について

上・下水道^{じょう げすいどう}の使用開始^{しようかいし}、中止^{ちゅうし}の届出^{とどけ}は、本人^{ほんにん}か家族^{かぞく}、あるいは代理^{だいに}の人が、手続き^{てつづ}をしてください。上・下水道料金^{じょう げすいどうりょうきん}のお支払^{しはら}いは、コンビニエンスストア^{しな}や市内^{しん}の金融機関^{きんゆうきかん}、市役所^{しやくしょ}でお支払^{しはら}いください。

問い合わせ^{とあわせ} 上下水道課^{じょうげすいどうか} TEL 5 3 - 1 4 2 9 E-mail: jogesuido@city.kaizu.lg.jp

※納税^{のうぜい}や上・下水道料金^{じょう げすいどうりょうきん}など使用料金^{しようりょうきん}のお支払^{しはら}いは口座振替^{こうざふりかえ}を推進^{すいしん}しています。
くわしくは担当課^{たんとうか}にお問い合わせ^{とあ}ください。

8. 犬^{いぬ}を飼^かわれる人^{ひと}

犬^{いぬ}を飼^かわれる人は市^しに登録^{とうろく}をしなければなりません。また、毎年^{まいとし}1回^{かい}、狂犬病^{きょうけんびょう}の予防注射^{よほうちゅうしゃ}を受けなければいけません。市^しでは毎年^{まいとし}4月下旬^{がつげじゆん}に集合注射^{しゅうごうちゅうしゃ}を実施^{じっし}していますので、ご利用^{りよう}ください。集合注射^{しゅうごうちゅうしゃ}にお越し^こになれない場合は、動物病院^{ばあい どうぶつびょういん}でも受けることができます。

問い合わせ^{とあ} 環境課^{かんきょうか} TEL 5 3 - 3 1 9 5 E-mail: kankyo@city.kaizu.lg.jp

まいにち せいかつ 毎日の生活

1. 病気^{びょうき}のとき

○病院^{びょういん}で受診^{じゆしん}するには、健康保険証^{けんこうほけんしやう}を持って行きましよう。

○家^{いえ}の近く^{ちか}で何でも相談^{なん そうだん}できる病院^{びょういん}をさがましよう。

○夜^{よる}や日曜日^{にちようび}、祝日^{しゆくじつ}に急に病気^{きゆう びょうき}やけがをしたときは救急病院^{きゆうきゅうびょういん}を利用^{りよう}ましよう。

(海津市^{かいづし}には医師会病院^{いしかいびょういん}があります。)

○急^{きゆう}な病気^{びょうき}や大きなけがをして、すぐ^{おお}に手当^{てあて}が必要^{ひつよう}なときは救急車^{きゆうきゅうしや}を呼びましよう。119番^よに電話^{ばん}します。

2. ごみ^たの出し方^{かた}

海津市^{かいづし}のごみ収集^{しゆうしゅうくぶん}区分^もは、燃^もやせるごみ、燃^もやせないごみ、プラスチック製容器包装^{ぷらすちつくせいようきほうそう}、空きカン^{あきかん}、空きビン^{あきびん}、ペットボトル^{べつとぼるとる}、発泡スチロール・トレイ^{はつぱうすちろーる とれい}、粗大ごみ^{そだい}などになっています。ごみの分別^{ぶんべつ}は、「ごみカレンダー^{か れん だ ー}」を
確認^{かくにん}してください。

ごみは、^{かいづししてい}海津市指定のごみ^{しゅうしゅうぶくろ}収集袋（^{しやくしょ}市役所・^{しな}市内の^{していてん}指定店で^{はんばい}販売しています。）^{しやう}を使用し、^き決められた^{ばしよ}場所に^{しゅうしゅうび}収集日の朝8時までに出してください。収集日は、^{ちく}地区・^{しゆるい}ごみの種類によって異なりますので、「^かごみ^{れん}カレンダー」で^{かくにん}確認してください。

※ごみの^だ出し方の^{かた}外国語版を^{がいこくごばん}市役所の^{しやくしょ}窓口で^{まどぐち}配布しています。（^{はいご}英語・^{ちゆうごくご}中国語・^{ぽるとがるとが}ポルトガル語・^{べとなむご}ベトナム語）

※お住まいの^す住宅により、^{じゆうたく}市の^し収集^{しゅうしゅう}を利用していない場合がありますので、^{りよう}管理会社^{ばんりがいしゃ}にお問い合わせください。

※「^かごみ^{れん}カレンダー」は^{しやくしょ}市役所で^{せたい}1世帯に^{ぶはいふ}1部配布しています。

※「^かごみ^{れん}カレンダー」は、^し市ホームページ・^{ぶんべつあぶり}ごみ分別アプリ「^{さんあ}さんあ〜る」で^{かくにん}ご確認いただけます。（^{はいご}英語・^{ちゆうごく}中国語・^{ぽるとがるとが}ポルトガル語・^{べとなむご}ベトナム語）

こちらからインストールしてください。



^と問い合わせ ^あ環境課 ^{かんきやうか} TEL 5 3 - 3 1 9 5 E-mail: kankyo@city.kaizu.lg.jp

3. ^{にほんご}日本語を^{まな}学びたいとき

◆^か下記の^{きかん}機関へ^とお問い合わせください。

○^{かいづ}国際^{こくさいこくりゆう}交流^{かい}の会 TEL: 090-5636-1045（^{ごとうかいちやう}後藤会長）

^{たかすきやうしつ}高須^{ぶんか}教室 ^{せんたー}文化センター ^{かいづ}海津市^{しやくしょ}海津町^{かいづちやうたかす}高須585-1

^{いまおきやうしつ}今尾^{せんたー}教室 ^{ふれあい}ふれあいセンター ^{かいづ}海津市^{しやくしょ}平田町^{ひらたちやういまお}今尾4444-1

^と問い合わせ ^あ市民活動推進課 ^{しみんかつどうすいしんか} TEL 5 3 - 3 1 9 4 E-mail: shiminkatsudo@city.kaizu.lg.jp

そうだんまどぐち 相談窓口

1. ^{せいかつ}生活の^{そうだん}相談

○^{せい}西濃^{のうけんじむしょ}県事務^{おおがきしえさきちやう}所 ^{おおがき}大垣市^{しやくしょ}江崎町^{えさき}422-3 TEL: 0584-73-3520

^{たいおうげんご}対^{うけつけにちじ}応^{ほるとがるご}言語・^{げつ}受付日時: ^{きんようび}ポルトガル語 月~金曜日 9:15~16:00

○^{ぎふけん}岐阜^{こくさいこくりゆう}県国際^{せんたー}交流^{ぎふ}センター ^{しやくしょ}岐阜市^{しやくしょ}柳ヶ瀬^{しやながせどおり}通1-12 ^{ぎふ}岐阜^{ちゆうにちびる}中日ビル^{かい}2階 TEL: 058-214-7700

^{たいおうげんご}対^{うけつけにちじ}応^{はいご}言語・^{ほるとがるご}受付日時: ^{ちゆうごくご}英語・^{げつ}ポルトガル語・^{きんようび}中国語 月~金曜日 9:00~17:00

^{たがろくご}タガログ語 ^{げつ}月~^{きんようび}金曜日 9:00~16:30

○^{おおがきこくさいこくりゆう}大垣^{しやくしょ}国際^{しやくしょ}交流^{すいとびあ}協会 ^{せんたー}大垣市^{しやくしょ}室本町^{むろもとちやう}5-51 ^{ない}スイトピアセンター内

TEL : 0584-82-2311 (内線255)

対応言語・受付日時：英語・中国語 休館日を除く毎日 8:30~17:15
ポルトガル語 月・木・金曜日 9:00~15:00
土・日曜日 9:00~15:00

2. 仕事の相談

○ハローワーク大垣 大垣市藤江町1-1-8 TEL: 0584-73-9294

対応言語・受付日時：ポルトガル語・中国語・英語・タガログ語 月曜日~金曜日 9:00~16:30

3. 労働・雇用条件の相談

○岐阜労働局労働基準部監督課 岐阜市金竜町5-13岐阜合同庁舎3階 TEL: 058-245-8102

対応言語・受付日時：ポルトガル語・スペイン語 火・水・木曜日 9:00~16:00

4. 医療の相談・外国語の話せる医師の紹介

○AMDA国際医療情報センター TEL: 03-6233-9266

対応言語・受付日時：10:00~16:00

英語 月~金曜日
中国語 火・木曜日
韓国語 月曜日
タイ語 火曜日
スペイン語 水曜日
ポルトガル語 金曜日
フィリピン語 月曜日
ベトナム語 第2、4水曜日
日本語 月~金曜日
※フィリピン語とベトナム語は相談のみ。通訳は非対応。

5. 生活の相談・医療の相談

○JAPAN HELP LINE TEL: 0120-46-1997

対応言語・受付日時：18ヶ国以上 毎日24時間

地震・台風や事故・犯罪・火事がおきたとき

地震・台風や火事などの災害はいつおきるかわかりません。毎日の生活の中で安全について家族と話し合って準備しておきましょう。

※日本は地震の多い国です。また、毎年7月から10月にかけて台風が日本に近づいてくることがあります。

1. 災害がおきたためのために

◆防災マップ：ホームページからご覧いただけます。近くの指定避難所を確認しましょう。

◆指定避難所：災害がおきたときは指定避難所に避難します。近くの小学校が主要避難所、中学校・公共施設が指定避難所になります。ここで水と食べ物をもらうことや、正しい情報を聞くことができます。

◆防災用品：3日分の水と食べ物(乳児がいる場合は粉ミルクも)、いつも飲んでいる薬、救急セット、パスポート、外国人登録証明書、健康保険証、預金・貯金通帳のコピー、現金、懐中電灯、携帯ラジオ、電池、

着る物やタオル、靴などを準備します。

- ◆防災webアプリ：防災行政無線の内容をアプリから音声と文字で確認できます。10言語に対応しており避難情報等を正確に受け取ることができます。

問い合わせ 総務課 TEL 5 3 - 1 1 1 1 E-mail: somu@city.kaizu.lg.jp

2. 災害がおきたときは

- ◆家族と連絡をとる：自分と家族の命を守るために連絡の方法を決めておきましょう。
- ◆正しい情報を聞く：ラジオ・テレビの放送、市役所からの情報を注意して聞きましょう。NHKラジオ第2のニュースなど外国語の放送もあります。
- ◆災害時伝言ダイヤル（171）：災害がおきたとき、家族や友人に日本中どこからでも伝言を送ったり、受けたりすることができます。こうにゆう

問い合わせ 総務課 TEL 5 3 - 1 1 1 1 E-mail: somu@city.kaizu.lg.jp

3. 緊急地震速報

大地震のとき、大きなゆれが来る少し前にテレビ・ラジオで地震がおきることを知らせます。緊急地震速報が出たら、机の下に隠れるなど、自分の身を守りましょう。

4. 事故や犯罪

- ◆交通事故や犯罪がおきたときは110番に電話します。
- ◆緑色の公衆電話を使って110番にかけるときは、緊急ボタンを押してから電話します。
- ◆直接、警察署や駐在所に電話されても結構です。

5. 火事や急病・大けが

- 火事や急な病気、大けがをして困ったときは119番へ電話し、消防車または救急車を呼びましょう。
- 119番に電話をかけると、係の人が「火事ですか？救急ですか？」と聞きますので、ゆっくり落ちついて「火事です。」または「救急です。」と答えたあと指示に従って、くわしく説明してください。